

# バイク車両保険低額損害・交通事故証明書不発行損害担保特約

## 目次

この特約の趣旨

第1条 保険金の支払事由・金額

第2条 免責事由

第3条 特約の解約

第4条 準用規定

## この特約の趣旨

この特約は、バイク車両保険で補償対象外である低額の損害および交通事故以外の事故を補償対象とし、免責額をゼロ円とすることを目的とします。

### 第1条 保険金の支払事由・金額

この特約を付加された保険契約においては、普通保険約款および付加された他の特約の規定による場合に加え、次の事故による損害に対して保険金を支払います。

- (1) 損害額が協定保険価額の20%未満であることのみにより、バイク車両保険事故分損特約の支払事由に該当しない損害
- (2) 交通事故証明書の発行されない事故による損害。ただし、被保険車両に偶然かつ突発的に発生した衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の事故であることを要し、交通事故証明書の発行されない事故以外の普通保険約款および付加された特約に定める免責事由に該当するものを除きます。
- 2 この特約を付加した場合、バイク車両保険事故分損特約に定める免責額はゼロ円とします。
- 3 この特約を付加した場合の事故による損害については、事前に当社の承認を得て修理を行うものとし、承認を得ずに修理を行った場合、事故の内容および損害の程度の確認ができないときは補償対象外とし、修理方法が当社の定める基準に合致しないときは当該基準に基づく金額を損害額とします。

### 第2条 免責事由

この特約を付加された保険契約においては、普通保険約款および付加された他の特約の規定に加え、次の場合には保険金を支払いません。

- (1) 発生日が特定できない事故による場合
- (2) 事故による損害と認められない損害

### 第3条 特約の解約

主契約が消滅したときはこの特約も消滅するものとし、主契約の解約に伴わないこの特約の解約は取り扱いません。

#### **第4条 準用規定**

この特約条項に別段の定めがない場合には、普通保険約款および付加されたバイク車両保険事故全損特約およびバイク車両保険事故分損特約の規定を準用します。

# バイク車両保険営業保証金特約

## 目次

この特約の趣旨

第1条 営業保証金特約保険金の支払事由・金額

第2条 特約の解約

第3条 重複保険

第4条 準用規定

## この特約の趣旨

この特約は、バイク車両保険における貸借契約の営業保証金の請求により被保険者に生ずる費用を補填することを目的とします。

### 第1条 営業保証金特約保険金の支払事由・金額

この特約が付加された貸借契約に基づき借入した車両にかかる保険契約においては、この保険の保険金支払いの対象となる事故により、被保険者に営業保証金の請求による費用が生じたときに、特約保険金額を限度として当該損害の額を営業保証金特約保険金として支払います。

(注) 営業保証金とは、賃貸借契約により貸借されている車両に損害が生じたときに借受人が支払うことを予め定められた金銭のことをいい、名称の如何を問いません。

2 前項の特約保険金額は、貸借契約に定められた営業保証金の最高額とし、契約締結時に定め、貸借契約が変更された時は特約保険金額を変更し保険料を再計算します。

### 第2条 特約の解約

主契約が消滅したときはこの特約も消滅するものとし、主契約の解約に伴わないこの特約の解約は取り扱いません。

### 第3条 重複保険

この特約により営業保証金特約保険金を支払うべき損害に対して他の保険契約等がある場合でも、当社は、原則、この特約により支払うべき保険金額を支払います。ただし、他の保険契約等から保険金等が支払われた場合は、営業保証金特約保険金の対象となる損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金等の額を差し引いた金額を限度とします。

### 第4条 準用規定

この特約条項に別段の定めがない場合には、普通保険約款の規定を準用します。